

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第19号	三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p>【改正趣旨】 人事院勧告を踏まえ、会計年度任用職員の報酬の適正支給を図るに当たり、報酬月額を支給額について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【関連例規】 ・三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年三田市 規則第1号）</p> <p>【改正内容】 報酬月額の引上げ ・別表第1（臨床医療職以外）の報酬月額を、平均1.21%引上げ ・別表第2（臨床医療職）の報酬月額を、平均0.52%引上げ <参考> 引上げの影響額 23,000千円増（2.1%増）</p> <p>【施行期日】 令和5年4月1日</p>